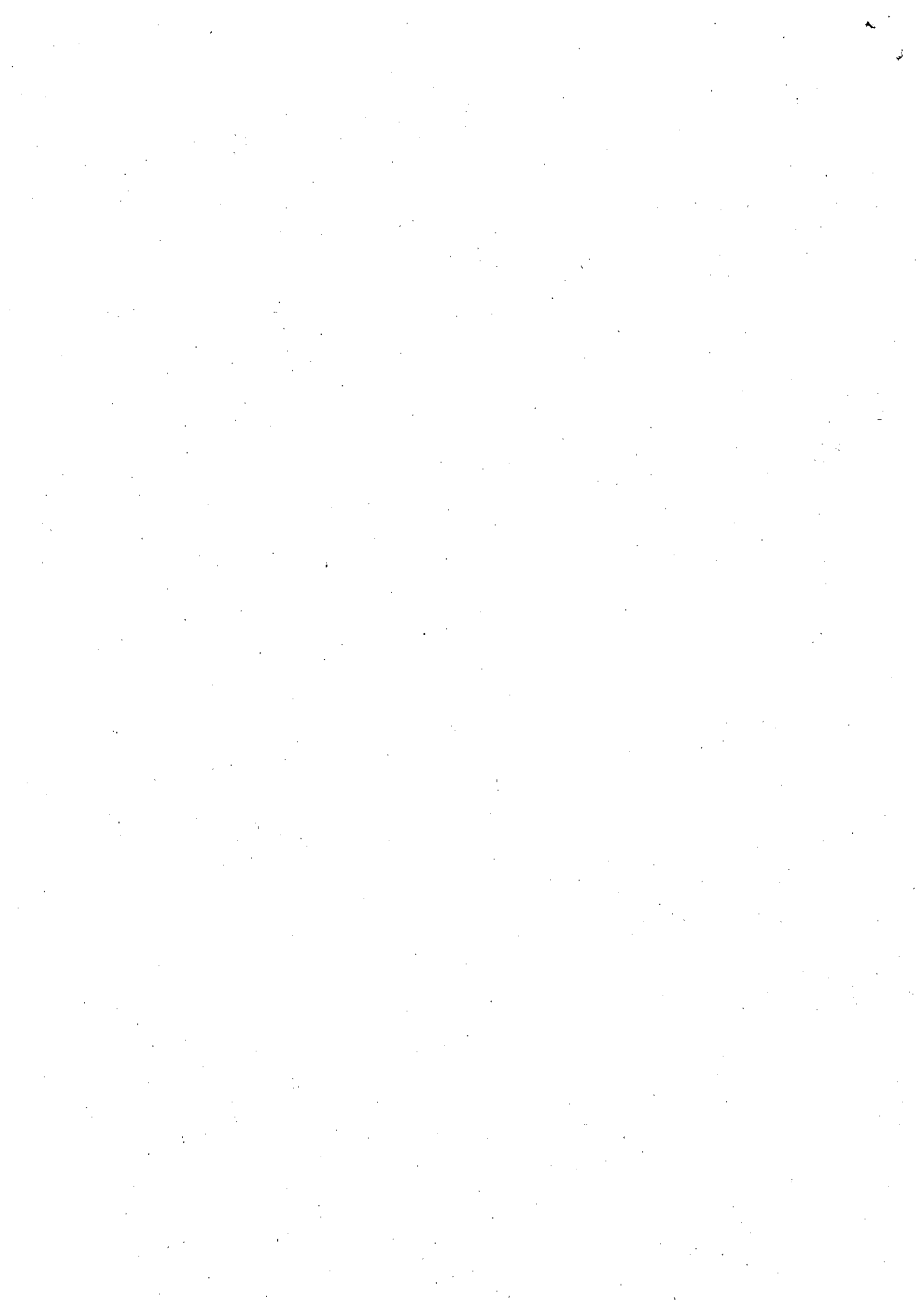


所管事項調査に関する資料

【目次】	【ページ】
1 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業支援等について	
(1) 資金繰り支援 .....	1
(2) 事業持続化支援金	
ア 小売、飲食店 .....	2
イ 小売、飲食店以外 .....	3
(3) プレミアム商品券発行事業 .....	4
(4) 商店街にぎわい復活支援	
ア にぎわい復活支援費補助金 .....	4
イ 新しい生活様式に係るガイドライン周知への取組み .....	5

商 工 部

令和2年9月



# 1 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業支援等について

## (1) 資金繰り支援

### ・ セーフティネット等信用保証制度に係る支援

経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、信用保証協会が一般の保証付き融資（最大2.8億円）とは別枠で保証を行う支援制度で、信用保証協会が公的な保証人となり、中小企業者は、金融機関から無担保での借入ができる。経営に必要な事業資金のほか、既に信用保証協会を利用した融資（既往債務）の返済にも充てられる。

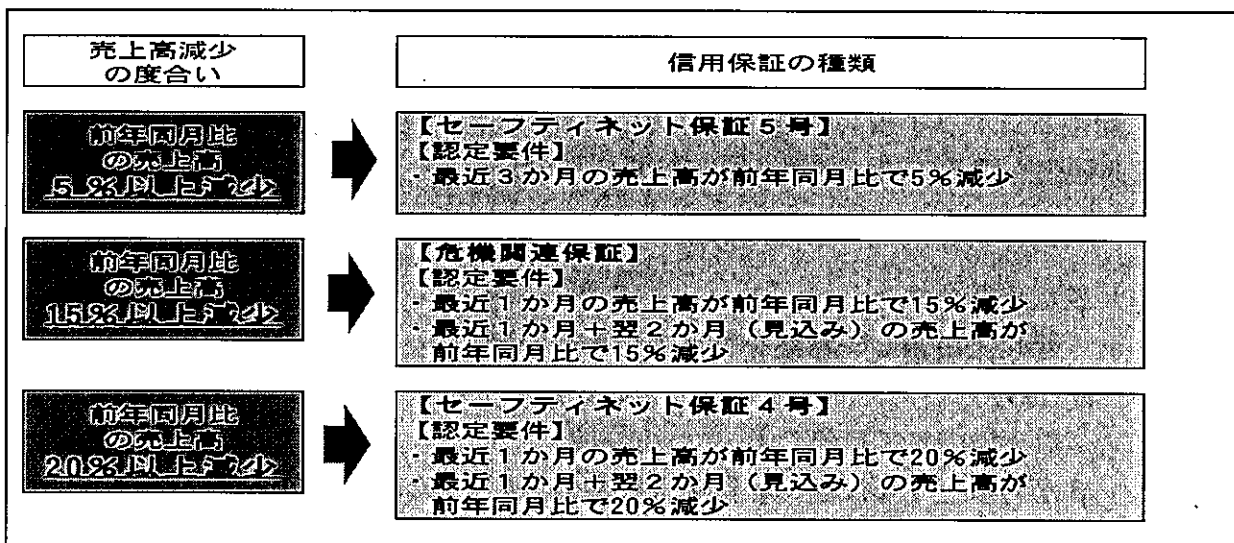
新型コロナウイルス感染症の影響に対する信用保証としてセーフティネット（SN）保証4号、5号及び危機関連保証による対策がなされ、売上等の一定の減少要件を満たした場合、信用保証協会への保証料なしで金融機関から実質無利子の融資が受けられる。

なお、この制度の運用にあたり、中小企業信用保険法に基づき、信用保証の対象となる中小企業者について市町村長が認定を行う。

(参考：信用保証の各種内容)

- SN保証4号： 幅広い業種で影響が生じている地域【全国全地域】を対象に、信用保証協会が借入債務の100%を保証。
- SN保証5号： 特に重大な影響が生じている指定業種【現在、全業種に拡大】を対象に、信用保証協会が借入債務の80%を保証。
- 危機関連保証： 全国の中小企業・小規模事業者資金繰りが逼迫していることをふまえ、全国・全業種の事業者を対象に、信用保証協会が借入債務の100%を保証。\*一般、SN保証とはさらに別枠で保証。

(参考：認定の要件)



【セーフティネット等認定件数】 ※8月の数値は28日までの件数 【単位：件】

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
SN4号	45	139	423	292	152	84	1,135
SN5号	32	174	218	201	125	72	822
危機関連	25	85	163	131	69	53	526
計	102	398	804	624	346	209	2,483

(参考：業種別の認定件数)

【単位：件】

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
建設業	9	48	124	153	89	62	485
製造業	7	23	65	57	35	19	206
卸売業	6	23	69	48	19	14	179
小売業	25	60	142	93	55	30	405
運輸業	3	35	23	14	8	2	85
飲食業	23	109	135	63	26	24	380
宿泊業	3	13	13	7	2	0	38
他サービス業	19	42	97	71	70	43	342
その他	7	45	136	118	42	15	363
計	102	398	804	624	346	209	2,483

## (2) 事業持続化支援金

### ア 小売、飲食店（3号補正）

#### (ア) 制度概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が悪化した小売・飲食店の経営の持続と強化を図るため、支援金を支給するもの。

(イ) 対象事業者 長崎市内で営業する小売業、飲食店

#### (ウ) 主な申請要件

a 1年以上継続して事業を行っている事業者

(a) 原則として、2020年3～5月の任意の1か月の売上が前年同月に比して20%以上減少していること。

b 3か月以上1年未満の事業者又は単純な売上の前年比較が困難な事業者は、次のいずれかに該当すること。(セーフティネット保証制度4号の取扱いに準ずる。)

(a) 2020年3～5月の任意の1か月の売上が、同月・同前月・同前々月の3か月間の平均売上より20%以上減少していること。

(b) 2020年3～5月の任意の1か月の売上が、2019年12月の売上より20%以上減少していること。

(c) 2020年3～5月の任意の1か月の売上が、2019年10～12月の平均売上より20%以上減少していること。

c 2018年度までの市税を滞納していないこと。

(エ) 支給限度額 30万円

(オ) 申請期間 令和2年4月22日から令和2年6月30日まで

(カ) 申請・支給件数

想定対象件数・予算額：4,308件 1,292,400千円

支給済件数・支給額：4,217件（小売店1,837件、飲食店2,380件）  
1,243,868千円

#### イ 小売、飲食店以外（5号補正）

(ア) 制度概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が悪化した市内事業者の経営の持続と強化を図るため、国の持続化給付金の要件を満たさない事業者に対し、支援金を支給するもの。

(イ) 対象事業者

長崎市内に本社又は主たる事業所を有する事業主（個人事業主の場合は長崎市民）

(ウ) 主な申請要件

- a 2020年1月から12月において、いずれかの月間事業収入（売上）が、前年同月比で50%以上の減少（国の持続化給付金の要件）に満たないものの、20%以上減少していること。
- b 2020年1月から12月において、月間事業収入（売上）が、前年同月比で50%以上減少した月がないこと。
- c 2019年以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること（2019年以降に創業した者などへの特例あり）。
- d 2018年度までの市税の滞納がないこと。

(エ) 支給限度額 中小法人は30万円、個人事業主は15万円

(オ) 申請期間 令和2年5月15日から令和3年1月15日まで

(カ) 申請・支給件数（令和2年8月28日現在）

想定対象件数・予算額：7,650件 1,767,150千円

支給済件数・支給額：934件 196,687千円

(キ) 対象事業者の追加について

国の持続化給付金の支援対象が拡大されたこと、また、事業持続化支援金（3号補正）の受付が終了したことに伴い、令和2年8月7日から、次の事業者を対象事業者に追加した。

- a 国の持続化給付金の支援対象拡大に伴うもの
  - (a) 主たる収入を雑所得・給与所得で申告している個人事業者
  - (b) 2020年1月～3月の間に設立（開業）した事業者
- b 事業持続化支援金（3号補正）の受付終了に伴うもの
  - (a) 事業持続化支援金（3号補正）を受給していない小売・飲食・宿泊事業者

### (3) プレミアム商品券発行事業

緊急事態宣言が段階的に解除され、社会、経済活動を動かしていく時期を迎えているなか、市内経済を活性化することを目的に、プレミアム付商品券を発行する長崎市商店街連合会に対し補助するもの。

ア 発行総額 15億9千万円

イ 1冊あたりの構成

(ア) 飲食店限定商品券 500円×26枚 (プレミアム率30% 発行冊数 30,000冊)

(イ) 共通商品券 500円×24枚 (プレミアム率20% 発行冊数 100,000冊)

※購入者には1冊あたり10,000円で販売

ウ 購入限度冊数 1人あたり2冊 ※長崎市民限定

エ 商品券購入申込方法

専用ホームページまたはハガキにより申込

申込期間 令和2年6月26日から令和2年7月30日まで

オ 商品券使用店舗の登録方法

専用ホームページまたはFAXにより申込

申込期間 令和2年6月24日から令和2年11月30日まで

カ 商品券販売期間 令和2年8月21日から令和2年10月31日まで

キ 商品券使用期間 令和2年8月21日から令和3年1月5日まで

ク 事業者換金申請期間 令和2年8月21日から令和3年1月20日まで

ケ プレミアム商品券申込状況

(単位：冊)

	飲食限定	共通	合計
発行数	30,000	100,000	130,000
販売予定数	22,890	95,324	118,214
残数	7,110	4,676	11,786
申込率	76.3%	95.3%	90.9%

コ プレミアム商品券使用店舗登録状況 2,365店舗 (8/28現在、随時登録)

### (4) 商店街にぎわい復活支援

ア にぎわい復活支援費補助金

商店街や飲食店等の団体が実施するにぎわい復活のための各種イベント(食べ・飲み歩き、スタンプラリー、復活祭、クーポン券発行等)について支援する。

(ア) 補助対象者 商店街や飲食店等の団体

(イ) 補助率 補助対象経費の9/10以内

(ウ) 補助限度額 500千円以内

(エ) 補助事業費 7,500千円(内訳：500千円×15件)

(オ) 補助対象経費

広告宣伝費、消耗品購入費、会場借料などイベント開催に要する経費

(カ) 交付決定状況 13件 6,364千円(令和2年8月28日現在)

(キ) 実施事業内容

独自プレミアム商品券販売、プレミアム福袋販売、スタンプラリー実施等

イ 新しい生活様式に係るガイドライン周知への取組み

(ア) ステッカー配布

新型コロナウイルス感染症予防のガイドラインに基づき、安全管理に取り組んでいる団体等に対し、ステッカーを配布し、団体が認定する飲食店、小売店、ホテル、理美容店等に掲出することで、新型コロナウイルスに対する市民の不安を払拭し、にぎわいを取り戻そうとするもの。

a 配布対象者 長崎市内の新しい生活様式に取り組む団体等

b 認定ステッカー作成枚数 20,000枚(1店舗あたり2枚配布)

c ステッカー配布状況 (8/28現在)

配布先	配布枚数	
団体からの申請数	37 団体	3,388 枚
プレミアム商品券使用店舗	2,365 事業者	5,190 枚
長崎県新しい生活様式対応 支援補助金対象事業者	211 事業者	422 枚
計	37 団体 2,576 事業者	9,000 枚

(イ) ガイドラインの周知、状況確認

a 業種別ガイドライン、チェックシートの送付

送付先	送付店舗・施設数
スナック・バー等	898 店
居酒屋、レストラン、一般食堂等	2,226 店
飲食店のある大型商業施設、 ホテル、旅館等	156 施設
計	156 施設 3,124 店

b 飲食店の新規許可申請時にガイドライン等を配布し、周知を図る。

c ガイドライン等を送付した営業施設の一部を抽出し実施状況を確認する。